

答 申 第 9 号

平成19年12月11日

松阪市長 下 村 猛 様

松阪市個人情報保護審査会

会長 牧 戸 哲

個人情報の取扱いに関する諮問について（答申）

諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1．松阪市個人情報保護条例第7条第2項第7号及び第3項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項

審査会開催日

平成19年10月31日 第7回松阪市個人情報保護審査会

## 答 申

審 査 案 件	コンビニ収納代行業務に関して、納付者の住所、氏名及び税額の本人以外からの収集について
審 査 会 の 意 見	<p>1．個人情報の本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。</p> <p>ただし、個人情報保護の徹底が図られるよう条例第11条に規定する措置を講ずること。特に当該事務従事者に対する教育訓練等が適切に行われるよう指導等を行い、安全対策に万全を期すこと。</p> <p>2．本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。</p>
審 査 内 容	軽自動車税等の収納業務を収納代行業者、コンビニエンスストア等へ委託するに際して、収納窓口の利便性の向上と収納率の向上を図る上で必要があると認められ、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから上記のとおり意見を取りまとめた。
審 査 日	平成19年10月31日(水)
個人情報取扱事務の名称	コンビニ収納代行業務
収集する個人情報の項目	氏名、住所、税額
事務の目的	納税機会の拡大を図ることにより、収納率の向上を目指す。
所管課(室)等	税務部 収納課